

◆第3分科会 水環境 水資源保護と活用～水環境とまちづくりを考える

●コーディネーター		持木 克之
●話題提供者	北海道東川町副町長	長原 淳
	北海道総合政策部政策局土地水対策課 主幹	岩田 義弘
	FF・ニセコ・川を見る会 事務局	水上 武史
●コメンテーター	岐阜県多治見市長	古川 雅典

●話題提供①

「写真文化首都 写真の町 東川町の水循環に関する取組み」

北海道東川町副町長 長原淳

東川町は旭川市に隣接した町で、人口8千人弱で若干伸びているが、小さな町である。大雪山の懐にある町で、米が中心だが木工業も盛んで、旭川家具の約30%は東川町で作っている。東川町は写真の町で、「写真文化首都」を宣言した。1985年に「写真の町」宣言をし、写真写りの良いまちづくりをしよう、どこから見ても恥ずかしくない町民になろう、ということから写真の町となった。今日は水環境や水資源の話だが、我々は美しい風景作りの視点で全てを網羅し、環境やそういうものを引き継いでいくことを目的にまちづくりをし、若干人口が伸びている。

水資源の話をする、東川町にはまず上水道施設がない。“上水道がない”というのはどういう町かという、すべてが地下水である。どこを掘っても飲料に適した水が豊富に出てくる。そのため全家庭がホームポンプを設置し、蛇口をひねればいくらかでも天然水が出て、その天然水で風呂に入ってトイレを流し、野菜に水をやり、洗車する。だからペットボトルは必要ないが若い人は買ってくる。自然豊かな地下水は、大雪山に降った雪解け水が地下に滲みて、それで町の全地域が地下水の上にある。その清流で3,000haの水田でお米などを作っている。水資源が豊富というのが東川町の特徴である。

平成14年に「美しい東川の風景を守り育てる条例」を作ったが、今日は条例制定前の衝撃的な新聞折り込みを持ってきた。「驚きの1㎡千円」「東川町分譲地」。乱開発です。9,999㎡とあるのは、1ha以上だと森林

法などの規制があるが、それ以下だとない。資本は山を買い、善良な管理で間伐する。間伐のために間伐材を運び出すための林道を作る。ここまでは正常な山の管理である。間伐が粗っぽいと思っても何も言えない。そして、それが終わると測量が入ってきて、1区画400㎡～500㎡で杭を打つ。こういうことは止められない。それで「美しい東川の風景を守り育てる条例」をつくった。

私たちの水源地は全町である。地下水がどこから来ているかわからないため、「どこの沢を守らなければならない」とか「どこの山を守らなければならない」ではなく、旭岳を含めた国立公園から全部を守らなくては地下水を守れない。そんな中で乱開発があるので、水源地を守るためには全町がどこから撮られても恥ずかしくない町でなければいけない。それで平成14年に条例を作ったら乱開発がピタッと止まった。その条例は開発規制だけではなく、自然環境保全条例、景観形成の条例や、土地利用と開発規制でもある。たくさん条例を制定するのではなく、これ1つで全てをカバーしようということにした。

地下水はどこからでも出るし、どこからでも取れるので、これまでは取り放題であった。例えば私が土地を持っているとする。私がボトリング工場をやりたいと言って、どんどん地下水を汲み上げたら隣の豆腐屋の水が濁ってしまう。そこで、地下水を守るために、まずは平成23年に地下水のくみ上げ、有害物質や地下水工事の実施、一定規模以上の地下水の汲み上げの許可制度を導入した。これは「吐出口の断面積が6㎡以上のポンプで汲み上げる場合は許可を取ってください、許可を取らなければ罰金50万円」という制度。あとは一般的な保全の義務も入れた。条例は124条ほどで、

そのうちの一部により地下水を守ろうとしている。

水資源を活用した取組は、地下水が噴出しているところを公園化して、子供たちが水に関する学習をしたり、色々な人に汲んでもらったりする場になっている。ここからパイプを引いて汲みやすい駐車場を作ったところ、列を作って汲みに来ている。みんなの財産なので制限はしない。それからボトリング工場は、資源保全センターで今工事をしている。設立して1年ほどで、380万本を生産した。そしてコープさっぽろが水をお米とセットで販売している。守りながら水資源をいかに活用するか。こういうことが水資源を守りながら活用するということだと思っている。

東川町では滅菌・殺菌された水ではなく生水を飲んでいる。しかし北海道では、日常生活で使用はできるが、食品衛生上、営業許可が出ないというルールがある。美味しい地下水で天の恵みを受けて暮らしている人がそれを対価として営業しようとしても認められず、これについて画的でない対応をしてほしいということも訴え続けているが、なかなか通らない。こういう問題もあるということを知ってほしい。

●話題提供②

「北海道水資源の保全に関する条例について」

北海道総合政策部政策局土地水対策課 岩田義弘

私からは北海道水資源の保全に関する条例、条例の検討や制定の背景を中心にお話します。ホームページに条例の全文や水資源保全地域の一覧・位置図・条例制定までの検討状況などを詳しく掲載しているのでご興味があればご参照いただきたい。

まずは条例制定の発端、経緯について。近年、北海道で水源の周辺において、利用目的が明らかでないような大規模な土地取引や、一部地域では外国資本による土地取引の状況が十分に把握できていないという報道や北海道議会からの質問もあり、平成22年度から23年度にかけて条例化に向けた検討を重ねてきた。全国に先駆けて平成24年度3月に北海道水資源に関する条例を制定。平成26年4月現在、岐阜県や長野県など他の県でも同様な条例を制定しており北海道を含めて15の道県で条例が制定されている。他にも今後条例を制定したいという話を聞いているので、制定の動きがあると思われる。

条例の目的は生活もさることながら、農業・工業等の目的に用いられる公共の水源、その水源の取水地点や周辺地域を保全しよう、保全するにあたっては適正

な土地利用の確保を図るということ。この条例の肝は、関係する市町村長から地域の実情に応じて保全する地域、区域を提案してもらうということ。それで北海道で水資源保全地域を指定する。指定地域は今年4月現在で54市町村152地域。道内の市町村は179なので、まだ半分にも至っていないが今後増やしていきたい。

指定地域内で土地取引を行う場合は、契約の3か月前までに土地所有者の方にその土地を管轄する出先機関（道内14か所）に届出をしてもらう。権利移転後の適正な土地利用を確保するため、事前届出制の形をとっている。この事前届出制は例外があり、当事者の一方または双方が国・都道府県・市町村・独立行政法人・国立大学法人などであれば届出は必要ない。この条例に違反して届出を出さなかった場合・虚偽の届出をした場合は勧告をすることができる。勧告に従わないと公表。他の府県では届出をしなかった場合は罰金や料金を課すというところもあるが、北海道では罰金までは取らない。

そもそも条例の検討の経緯は、海外資本等による土地取引という話からきた。北海道では平成22年度から海外資本等による買収が報告されるようになってきた。これは林野庁で各都道府県から上がってきたものを取りまとめて、毎年公表されている。北海道では平成26年4月現在で74件、1,241haの海外資本による取得があった。北海道以外では山形・栃木県などから報告があり、合計で14件、74haしかないということで、海外資本による森林取得面積のうち概ね9割を北海道が占めているという状況。その大半がニセコ町や倶知安町であり、取得の主な理由は資産保有や転売等目的である。このようなことも行政が調査しないと把握できなかったもので、森林所有者の情報は把握されていないため、大変困難を極めている。土地所有者や土地取引の情報を把握する取組が十分なのかどうか。先ほどの面積など、大きいようだがこれが全体像なのかどうか、捕捉率からすると多いものなのか少ないものなのかという疑問があるところ。こういった海外資本の森林取得だけではなく、いくつかの論点に絞って条例を検討してきたのである。

1点目は土地取引制度について。土地取引制度全般にわたる事項で、事前に土地取引行為の把握ができるのは、農地法と公有地の拡大の推進に関する法律の2つしかない。これ以外の国土法や森林法では事後報告という制度になっている。所有権が移転した後にすべてがわかる、というものが大半である。今回のような

海外資本等による森林取得についても、事後になってからでないと把握ができない。外国人に対する土地取引規制という点では、民法やWTOなどの条約における国際的な土地取引については内外無差別が原則。国内において外国人であることをもって土地取引行為を規制することはできない。そういった課題もあって、北海道として条例を検討するにあたっては、土地取引行為に関して条例による上乗せ規制を想定して検討すると条例化が困難になる可能性が高いので、国に対して法改正など必要な対応を要望していくことにした。

2点目は安全保障上の問題。海外資本が自衛隊の演習場のそばの土地を買ったという話、空港周辺の民地を買っているのではないかという噂が一部ではあるが、こういった安全保障上の問題については都道府県の権限の域を超えているので、国において適切な対応をとるべきではないかという要望をしていくこととした。

3点目は生物多様性の保全。平成20年に生物多様性基本法の制定を受けて、他の部局で条例制定を検討するのでその枠組みで対応することとした。

最後に残ったのが水資源の保全について。森林の買収に関して、水資源が目的ではないかという指摘がされており、そもそも我が国では一般的な地下水の採取の規制などの水資源の公共性に関する基本法がないのが現状。地元の市町村が関与できないまま、水資源の周辺の土地が売買されていると、農業用水や工業用水、生活用水といった地域の水資源の確保に影響を与えるおそれが十分にあり、現行制度では事前に把握する手段すらないといった懸念が指摘されていた。

基本法の制定など、法令の整備について国に要望するというところで整理はしたが、やはり水源周辺における適正な土地利用の確保について、豊かな水資源を将来にわたって保全するためには北海道が責任を持って、北海道としての考え方や必要な施策について定める条例を制定することが必要と判断して、条例化することとした。

先ほど我が国には一般的な地下水の採取規制などの水資源の公共性に関する基本法がないと申し上げたが、最近、この3月に国で水循環基本法が可決・成立した。この法律に基づいて、今後国で様々な取組みがなされるだろうと期待している。今後も条例について周知を行いながら趣旨をご理解いただき、水資源保全地域の土地取引について把握して適正な土地利用が図られるようにしたいと考える。

●話題提供③

「釣りを通して見たニセコの水環境」

FF・ニセコ・川を見る会 事務局 水上武史

私は北海道で生まれ、東京で長いこと仕事をし、30年前にニセコ町に移住した。移住の大きな理由は東京では死にたくない、北海道に帰ろうと思ったからである。

なぜ釣りの会を始めたかという点、25年前ぐらいに釣りを自己流で始めたが、周りに教えてくれる人が誰もいなかった。特別なテクニックが要る釣りなので、試行錯誤しながら慣れるまで2年以上かかったが、楽しくてのめりこんでしまった。すると経験を誰かに伝えたいと思いメンバーを募集したところ、子供が5人・大人が10人集まった。自分が通っている川もどんどん変えられていく中で、河川環境というものを子どもたちに伝えてあげたかった。行政は「河川改修」と言うが、自分たちから見ると「河川改悪」としか言えず、「改修」とはかけ離れ、ひどいところでは3面護岸、すべてコンクリートで固めてしまうような工法が多々見られた。当時の大人には聞く耳を持ってもらえなかったので、大人たちではなく子供たちに河川環境というものを伝えてあげたいと思った。



FF・ニセコ・川を見る会 水上氏

この会では、5月から10月まで、毎週1回、町民センターの大ホールを借りてキャスティング（釣りのテクニック）の練習、その他に、実際に川に行き魚釣り・昆虫観察・キャンプなどを行った。川を通してこういう楽しいことができるのだということを伝えられればと思った。しかし、子供たちは中学校になると学校の勉強やクラブ活動など色々なことが重なってやめてしま

う。活動は7年続け、最大時で大人20名・子供10名で合計30名ほどのメンバーが集まったが、子供が減ったことが大きな要因となって活動は終えた。今も会自体は残っている。自分自身は釣りをしていたということで自然に対する造詣が深いとか、水のことをよく知っていると思われ、役場の中の色々な審議会によく召集されるが、一町民で、一素人で、難しいことは何も分からない。しかし一町民の目で見ると見えてくることがある。それが本当にいいことなのか分からないが、幅広く見ることができる。

東川町には及ばないかもしれないがニセコの環境もすごくいい。残された時間を楽しんで帰っていただければと思う。

尻別川という川がニセコ町の中を流れているが、その流域にはニセコ町を含め8町が関わっている。尻別川は自分が知っている範囲で過去に3回、清流日本一に選ばれている。清流というと川が滔々と流れていて、一本の流れが山から海へと続いているというイメージを持たれると思うが、尻別川は総延長126kmあり、そのうち河口から50km圏内に6つの発電用のダムがある。今の時期は途切れることなく流れているが、夏の渇水時期になると、大きな支流が流れていない区間は川底が干上がって水なし川になる。そういう状況の川を本当に清流と言っているのか。そこで1996年に「しりべつリバーネット」という団体が設立された。流域7町村の色々な立場の人間が集まって結成したが、その中には上流にある喜茂別町の町長や、ニセコ町の片山町長も入っている。そのリバーネットの働きかけによって6つのダムに1990年から毎年1つずつ魚道を作ることが決まった。魚道は1基約1億円かかる。有志の働き掛けでそれが決まったことに住民力を感じた。

●コメント

岐阜県多治見市長 古川雅典

まず絶対におさえなければならぬのが、水というものはどういうものかということ。

水は人間が生きていく上での、いの一番。災害に遭ったときの重要なライフラインは、水・電気・ガス・通信と色々あるが、最も気を遣うのは水である。水は2日間止まってしまったら人間は死んでしまうということで、水がいかに重要か、これをまずおさえしておく。今日はあまりにも恵まれた地域のお話の連発であった。水で大変な失敗をしているという過去の辛いことをしっかりとおさえないといけない。例えば、足尾銅

山やイタイタイ病、水俣病、四日市市。都市部だと、福岡県柳川市の水郷や、名古屋市の堀川がドロドロになったという例がある。

私は岐阜県多治見市長であるが、自分の水を1滴も持っていない。40年前、多治見市の中を流れている土岐川をドロドロにした。多治見市は陶器とタイルの全国のシェアは60%で、粘土を精製する際の廃液を川に流し、川の色はクリープを溶かしたようだった。川が



コメンテーター 古川多治見市長

白ければ白いほど多治見は繁栄していると言って浮かれていた結果、1滴も飲めなくなった。名古屋から北へ35km上がったところが多治見市。愛知県との県境にある。そこで1滴も水を取れなくなったので、さらに50km北の長野県の県境から水を取って、50kmのパイプラインで多治見まで運んでいる。県営の東濃用水というものを飲んでいる。

自分のまちの水を100%持っている人は？（水俣市・日置市が挙手）そういうところは全国のごく少数。大都市部は海の近くで、東京・名古屋・大阪などの多くは自分の水を持っていない。したがって中山間地をきれいにし、それで上流部の山間部をきれいにしている。そういうようなことで水を大都市まで迎えている。過去に大変なことがあったから今、気がついた。もう後戻りできない多くの地でそれにいち早く気が付いた人が、最初は変わり者・変人と言われた。

水は命の源ということと、1回失敗をした経験がある、しかし人間の力で取り戻そうとすることができるということ。東南アジアや中国は完全に日本と同じことをやろうとしている。人間は奈落の底に落ちないと分からないけれど、日本の水道の技術を過去に学んでしっかり海外に提供する、そのような取組みも行われている。そのようなことを感じた。

●コーディネーター 持木 克之

水に関するデータを紹介したい。

地球上の水は138.6京 m^3 ある。日本人1人が1年でのぐらい水を使うかという、年約110 m^3 。ドーム球場に例えると地球上の水はドーム1兆杯分あるが、使えるのはそのうち8千万杯だけ。全体からみると利用できる水は多くない。

では日本の水資源で見るとどうなのか。平均賦存量はそれなりにあるが、使えていない部分もある。実際に使っているのはドーム球場1.2万杯分。地球全体で8千万杯のところ、日本の賦存量でみると33万杯分ある。このうち使っているのは1.2万杯だけ。1人あたりの水資源は、使用量は1日1人110 m^3 と言ったが、関東・臨海でいうと1日1人110 m^3 もない。

水は「あって当たり前」と思っているが実は大事な資源である。東京都内では、5年前から港区とあきる野市の相互事業が始まった。港区はあきる野市の森林を借りてCO₂の削減をしている。あきる野市に区民の森を作って自然観察会を実施しており、バス1台分がすぐ予約で埋まるほど人気がある。これはあきる野市にとってもメリットがあり、交流人口も増えている。

これからコーディネーターとして皆様に提示したい論点は、水にまつわる言葉を使ってお話しできればと思う。

①覆水盆に返らず。

外国資本に取得されてしまった山林・水源林はどうなっていくのか。取得されてしまったものを元に戻せと言っても戻るものではない。これをどうするのか。また、「都会はいい生活が出来ていいよね」と地方に住む方々は思うかもしれない。ただ、それを今更、ゼロに戻してほしいと言ったとしても、もう何十年も積み上げてきたものはすぐには変えられない。それを逆手に取って活かすという発想も必要では。

②源清ければ流れ清し。

「三尺流れれば水清し」という諺もある。これは、川は水をきれいにする能力がある、この能力を活かして汚れたものでも流してしまえばいいのだ、とも捉えられる。ただ、三尺流れても、汚れは汚れで、その汚れをどうするかということも考えなければならない。あとは、流してしまうのかどうか。水は資源だと認識されていれば汚れは流せないという考え方も出てくるし、流す量を減らそうという行動も出てくる。やはり自分たちの資源を守るのは自分たちで、他人に守ってもらおうと思ってもそれは難しいのではないのか。

③水は逆さまに流れず。

水は上から下にしか流れない。そして「水の恩ばかりは報われぬ」というのは水から受ける恩は大きいという意味で、それを超えるような恩返しはなかなか難しいということ。水を大事にし続けていかなければならない。続けていくことが大事だと考える。

これらの言葉をヒントにして議論できたらと思う。

■総合討論

長原：水利権の有無についてだが、東川町では地下水が水道水源で、それを汲み上げている。水を守ろうと思っても、行政が規制するのではなく、地域の人々が真剣に「この水を守らなかったらこの地域はつぶれるよね」という考えにならなかったらダメだと思う。発表の中で、指導員・有償ボランティアの話をしたが、そういう方々は地域の名士で、我々は「地域のごときは地域でお願いします」と言うが、地域の方々は「地域の10年後は年寄りばかり。それで何を守ればいいのか」と言う。結局東川町は農業のまちなので、地域を守ると合わせて、地域の農業が発展しなければまずい。そのためには農業経営者の息子がUターンで戻ってくる、そういう施策をやらなければならない。

結局は水を守ることはまちづくりまで響いていく。みんなが「地域は地域で守る」「水は私たちが守る」というのを大きな声で継いでいかなければならない。

持木：地域で守るということで、地域で守るには住民の力が必要になってくるが、水上さんが実際に現場で活動している中で、外せないポイントはあるか。

水上：特別なものは何もない。ただニセコを好きになり、ニセコを楽しむという気持ちがあれば自然に持続していける。そういう人間を増やす取組みをすればいい。ニセコ町は移住者が多く、30年前から人口が減っていない。そういうファンを増やして、移住者をニセコ町に引っ張ってこられるようなまちづくりが重要。

持木：市町村や地元の住民に色々な思いがあるが、北海道庁として住民の力を活かしていくという点で何かあるか。

岩田：都道府県の役割というのは、市町村や住民の方々のお手伝い、黒子に徹するものだと思う。市町村の意見や要望を受け止めて道ができなければ、国へ制度改正などの要望を行っていく。市町村単独では難しいことは、つなげて広域的に連携してできないか

といった検討も行って手伝いをする。そういったことも仕事のひとつ。今回お話しした条例でも、地域指定をする際には、一番身近である市町村の提案に基づいて地域を指定している。

持木：ちなみに東川町とニセコ町は区域指定されているのか？

岩田：東川町は町条例で規制をしているため、土地取引が事前に把握可能とされていることがあるので、水資源保全地域の指定はしていない。ニセコ町は平成24年10月に12地域を指定。フィールドワークで行くところもその一部。

古川：「覆水盆に返らず」の、外国人の山林買収というところで北海道庁は本当によくがんばっていると思う。法の不備で、例えば外国人が空港や、自衛隊基地の周りを買い占めてしまうことがある。こういうことは都道府県条例だけでカバーしようとしても無理。これは相当強く、国土法あるいは森林法を中心として、法律の中で縛りをかけないと、日本の国土が大変なことになる。

参加者：鹿児島県でも、水源地になりそうなところがどんどん外国の、特に中国関係の資本から買い占められていると、2～3年前から話題になっており、心配している。北海道では買い占められた土地を戻してもらおうことはできないか。

岩田：民法やWTO関係では、外国人であるということだけをもって土地取引を制限することはできない、というのが大前提にある。国籍ではなく、水資源を守るために土地取引がどういう形でされているのかを事前に把握しよう、というのが条例の目的である。

古川：環境自治体会議では色々な議論をするが、議論でおしまいになってはよくないということ最近首長の中で話している。ここで決まった土地の関係については、環境自治体会議から国に対して政策要望・提言するように私からも要望する。

参加者（生駒市長）：中国やインドは今後の人口増加に備えて、水資源が豊富な土地を確保しようとするという、ストーリーなのか。

そもそも考えてみれば、日本人もヨーロッパアルプスの水を買っている。これから日本の人口が減っていくということになると、日本の水を輸出するのはビジネスになるのかとも思う。それを外国の資本がするのか日本の資本がするのかは別として、土地取引に関しては規制がないので、外国資本が水の輸出をする場合は、例えば関税等をかけて水源地

としての財源を確保するなど考えられないだろうか。経済活動は国境を越えてなされるという流れにあるので、現実問題として、日本では人口が減少し水が余っていく場合に、それを外国に輸出するというのは悪いことなのだろうか。それを日本人がやればいいが外国人ならダメなのだろうか。外国人がやった場合には何らかの形で日本の財源にすることなどが考えられないだろうか。少なくとも水源に外国人が毒を入れて日本人に何かするみたいな、そういう発想は荒唐無稽だと思うので、その辺をもう少し冷静に、どう考えられるかということ提起したい。

持木：『日本の水がなくなる』という本によると、外資系資本が日本の山林を取得する目的は、まずは水、そして木材が目的ではないかとのこと。ただ、実際に木材を運び出すのは大変で、書類が何千枚も必要という話をすると諦めて帰るというふうはこの本では紹介されている。ただ、これは2011年の本なので状況が変わっている可能性がある。

ビジネスとしてどうかというと、日本にはドーム球場33万杯分ぐらい水があり、そのうち使えているのが1.2万杯分ぐらいということなので、未利用の資源としてはたくさんある。ただこれは循環して利用している可能性があるので、本当に未利用なのがどれぐらいあるか、というのは整理が必要。

参加者（生駒市長）：日本人が外国の不動産を買うことも国際ルール上自由で、経済がグローバル化する中で外国人による水源地利用を国際ルール上規制できないということであれば、それをうまく利用してビジネスにするなり、あるいは国際貢献するという見方はないかなという問題。TPPのように国際的な壁がなくなってきた中で、土地取引の狙いが本当に将来の人口爆発を想定した水源の確保ということであれば、逆にそれをビジネスや国際貢献、あるいは外交関係のカードにするなどの発想もあるのではないか。不安な気持ちだけが先行しても、解決にはならないのではないか。

参加者：河川の水と地下水は全く違う。河川系の水は流系がすべて把握されており、水利権上外国人が来ても水を取ることはできないが、地下水は河川と違ってどこからどう流れているか分かっていないし、流れる速さも違う。河川の場合は秒速何mとか流れているが、地下水の場合は秒速何mmといった速度でしか動かないため、1ヶ所で取りすぎると回復に時間がかかるし、1ヶ所で汚してしまうと影響が長期間に及ぶ

ことがある。川のように全て把握して科学的に管理できればいいが、地下水はそういう知見がなく、どこで掘ったらどこまで影響するかわからない。影響がどこまで及ぶかということと管理については、地下水と河川と同じレベルではできていないというのが基本的な問題。

参加者：東川町ではポンプの吐出口の口径で規制をかけたということだが、そのようなことを他に行っているところがあるか伺いたい。

それから、外国人の土地取得という噂は聞くが、今日自分も外資系のホテルに泊まって、外国人の掘り上げた地下水の温泉に浸かってきたが、外国人だから問題ということではなくて使い方の問題だと思う。私の住んでいる自治体では、日本人資本が取得した土地が産廃処分場になりそうで苦労したが、どこの資本だろうと森林をちゃんと管理していい水を作ってくれればいい。地下水の取水規制で、他に実効を上げたところがあるかどうかぜひ伺いたい。

長原：地下水の汲み上げ規制で罰則まであるのは東川町とニセコ町のみ。他府県においては長野県も多い。千葉県も多いが、地盤沈下の防止が目的なので少し違う。

新規参入者にダメとはいえないが、周辺の調査はしてもらい、希望どおり地下水が取れ、周辺に問題がなければ、みんなの財産なのでメーターつけて計画水量は守ってもらう。現実的に許可を取った業者があるかという、平成23年以来ない。

東川町は北海道庁の水資源保全地域には入っていない。ちょっと違う考え方をしている。中国人だろうとどこだろうと、東川町の山林を買った場合は、表流水は法律上取れない。しかし地下水は、どんどん汲み上げられるという事態が考えうるため、規制する。本当に山林育成するなら誰でもよく、きちんと山を守ってもらうことが重要。

参加者：東川町の話は、水資源をまちづくり全体に落とし込んでいくところに面白さを感じた。

「地元の人が水資源を守るのは町全体にプラスになっていく」というところまで発想を持っていくのがけっこう大変ではないか。我々も環境モデル都市にはなったが、「市が環境にいいことをしようとしているのか」と市民が思っているうちは多分だめで、環境モデル都市というのは環境だけでなくまちづくり全体のためにしているのだ、ということが市民にまで浸透したところが素晴らしい町なのだと思う。水資源の保

全や写真のまちということを市民にどのようにアプローチして浸透させ、具体的な動きにつなげていったのか伺いたい。地元の人やUターン、Iターンの人などに反応やアプローチの仕方の違いはあるか。

長原：東川町は8,000人のまちで、中心市街地の他に3つの集落がある。一時期、中心だけ大きくなって3つの集落は衰退していくことが現実的に起き、中心も頑張らなくちゃいけないし、その集落も頑張らなくちゃいけないということで、それぞれの地区に特色ある団地を構成した。まずは各地区で団地開発をしてそれぞれ500～600人ぐらいの集落をつくり、地域を代表する方々で自治活動の推進本部を作って、それぞれの特色ある自治活動をするために何をすればいいか、という議論の中で「環境を守ろう」となった。それが水の話になっていった。

例えばある地区は有料で住宅制度を使い他府県から移住者が相当入ってきた。その地区では木を植えることを学んでもらおうということで、その地区の町有林を伐って、その後みんなで植樹した。北海道では色々な企業の森制度があるので、それを利用して新住民と地域がなじむような制度を作った。そのような例がある。

参加者：大阪は琵琶湖の水を使用しているが、距離があるため水のありがたさや上流の人たちが大切に使用していることを知る機会がない。昨日の全体会の議論で、「住民とは住んでいる人だけではない」という考えがあり、来訪者も含めた上で、その町がすばらしい、こうあってほしいという気持ちを高めることがすごく大切だと思う。そういったところにアプローチをして、その仕組みをちゃんと作られているのが皆様だと思う。そして、私は知る機会と見たり感じたりすることが非常に大切だと思う。

参加者：私は次世代の子どもたちにつなげるために、幼稚園・保育園の子どもと蛍の幼虫を流したり、小学校の子どもたちには生活排水で汚れた川をどうやってきれいにするかという講演会をやっている。環境浄化のための取組みもしており、最初は30人ぐらいだったのが次第に高校・大学生や自衛隊も参加するようになり、150人の規模になった。次世代の子どもたちに引き継ぐのが一番のキーポイントだと思っている。大人だけの活動では絶対にできない。

古川：私は環境自治体会議では、会議も大事だが作業服を着て現場に出て行動を起こそう、ということをお願い続けてきた。多治見市は人口11万5千人だが、1

年に1回市内一斉清掃ということで約1万人がボランティアで清掃している。住民力ということが今回問われているが、ここに来ている人たちは住民力の先頭隊。先頭隊だから、会議も重要だが作業服を着てフィールドに出ることがいかに重要か。これがひとつ。

もうひとつは、実は“反・住民力”の人もある。例えば“モンスターシチズン”。100人いたら3人はいる。これで市の職員は疲弊状況になっている。こういう人もいるということだけは覚えておかないと、昨日の全体会の議論は「住民力はすごいんだ」というバラ色の話ばかりだったが、実はそうでもないという人がかなりいる。住民力の先頭隊の環境自治体会議なので、自分たちが会議もやるけれど作業服を着てフィールドに出る・徹底的にやる、こういうことが重要だということは市長として常日頃感じているし、再度ここで確認をするというのが今回の分科会の一番大きな成果だというふうに捉えている。



フィールドワークの様子